

「受注者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）」の試行要領
(制定平成4年6月29日土木部長通知 [令和2年5月20日](#)最終改正)

1 制度の目的

公共工事の施工量増大により、計画的で良質な施工の確保、労務資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が強く望まれている。

このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）を試行するものである。

2 制度の概要

土木部が所管する工事の一部について、受注者が与えられた一定の期間内で施工時期を選択することができる制度を設けるものである。

この制度により実施する工事を「フレックス工事」と呼ぶこととする。

3 基本方針

- (1) 本制度の実務上の問題点や活用の効果等を探るため、試行する。
- (2) 活用の効果を検証するため、部内全体にわたって広く試行する。

4 運用方針

(1) 対象工事

標準工期を確保できる工事を対象とする。

(2) フレックス期間

契約締結日からの着工猶予期間を「フレックス期間」と呼ぶこととする。

フレックス期間は、[180](#)日以内の範囲とし、事情の許す限り長く設定することが望ましい。ただし、最終工期（工期（標準工期又は積上げ工期）にフレックス期間を加えた工期）は年度内とすること。

なお、フレックス期間の設定にあたっては、設計変更による所要日数の増減や工事中止による工期延長等により繰越工事となることのないように配慮すること。

(3) 本制度になじまない工事

次のアからキに掲げる工事はフレックス工事の対象としてはならない。

ア 工期日数（標準工期又は積上げ工期の日数）にフレックス期間を加算した日数が、年度内に納まらない工事（ただし、債務負担行為の工事を除く）

イ 緊急性のある工事

ウ 竣工または供用開始日が定められている工事

エ 設計変更や工事中止による工期の大幅な変更等が予想される工事

オ 他部局からの受託工事

カ 工事執行権者がフレックス工事になじまないと判断した工事

5 フレックス期間中の取扱い

(1) 前金払

フレックス工事に係る前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 [35](#) 条による。

(2) 現場の管理について

契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

6 事務処理要領

(1) 積算関係

積算にあたっては、契約日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、受注者の選択により、例えば工事期間が冬期間にかかるようになった場合でも、そのことによって発生する経費（積雪寒地における冬期補正等、除雪費等）については、発注者は負担しないものとする。

(2) 事務手続

事務手続については、別添「フレックス工事における事務手続きフロー」のフレックス工事の場合とし、次の手続を行うこととする。

ア 手続1

(ア) 「起工伺」及び「金抜き設計書」の右上余白に「フレックス工事」と明示する。

(イ) 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

（土木工事の場合の記載例：第2章として追加し、以降の章番号を繰り下げる。建築関係工事の場合の記載例：特別事項に章「2. フレックス工事」、項目「1. フレックス工事」として追加する。）

第2章 フレックス工事

1 フレックス工事について

この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

2 着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出するものとする。

3 コリンス登録

受注時の「コリンス登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

4 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出するものとする。

5 その他

工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

イ 手続 2

(ア) 条件付一般競争入札の場合は入札公告に、随意契約（緊急の必要により競争入札に付することができないことを理由とするものを除く。以下同じ。）

の

場合は見積書の徴取の通知（見積合わせの通知）に、下記のとおり記載する。

この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。

(イ) 条件付一般競争入札の場合は契約の方法及び入札の条件の「2 入札の条件等」に、随意契約の場合は契約の方法及び見積の条件の「2 見積の条件等」に下記のとおり記載する。（(○)の○は数字。適応する条項番号を記載する。）

(○) この工事は、フレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。

フレックス期間を活用する場合は、(○) 工期のただし書き及び(○) 現場代理人届等については、下記によるものとする。

ア フレックス期間を活用する受注者は、契約締結日までに、別紙様式により工事の始期及び終期を報告するものとする。

イ 「工程表」は、着工日の前日までに提出するものとし、「現場代理人及び主任技術者等通知書」も同時に経歴書を添付して提出することとする。

ウ フレックス工事に係る前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第 35 条による。

エ 積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

オ 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

(ウ) 条件付一般競争入札の場合は契約の方法及び入札の条件の特約条項に、随意契約の場合は契約の方法及び見積の条件の特約条項に下記のとおり記載する。(○は数字。適応する条項番号を記載する。)

ただし、特約条項の最後に記載した場合は、「この場合、特約条項第○以下の各条項を4条繰り上げることとする。」を記載しない。

第○ 約款第3条第1項に定める工程表については、着工日の前日までに提出するものとする。

第○ 受注者は、前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第 35 条による。

第○ 受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

第○ 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

(注 特約条項第○、○、○、○は、フレックス期間を活用する場合に特約することとし、フレックス期間を活用しない場合は特約しない。この場合、特約条項第○以下の各条項を4条繰り上げることとする。)

ウ 手続3

フレックス期間を活用する受注者は、契約締結日までに、「工期通知書」(別紙様式)により工事の始期及び終期を報告するものとする。

なお、工期通知書が提出されず、受注者がフレックス期間を活用しない場合は、以下の手続4、5、6は通常工事と同様に扱うものとする。

エ 手続4

(ア) 「工期通知書」において、発注者が示した工期内の着工であることを確認し、着工・完成の日を決定する。

(イ) 工事請負契約書に特約条項として下記のとおり記載する。(○は数字。適応する条項番号を記載する。)

第○ 約款第3条第1項に定める工程表については、着工日の前日までに提出するものとする。

第○ 受注者は、前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第 35 条による。

第○ 受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

第○ 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

オ 手続5

受注者は、着工の前日までに「工程表」、「現場代理人及び主任技術者等通知書」を提出する。

受注者は、施工体制台帳を福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出する。

カ 手続6

(ア) 受注者は、着工後速やかに「着工届」を提出する。

(イ) 受注者は、受注時の「コリンズ登録」を、着工後に監督員の確認を受け、速やかに登録機関に登録申請を行う。

キ 手続き7

工事執行権者は、工事完成後、技術管理課長が指示する日までに「フレックス工事調査表」を技術管理課長へ提出する。

7 その他

この要領に定めのない事項については、通常工事と同様に取扱うこととする。

附 則

この要領は、平成4年7月1日以降に入札する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日以降に入札する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日以降に起工する工事から適用する。